議案第111号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

㊿　農業実習指導補助手当

第47条第２項中「1,060円」を「2,880円」に改める。

第54条を第55条とし、第53条の次に次の１条を加える。

（農業実習指導補助手当）

第54条　農業実習指導補助手当は、職員が、農業に関する科目の実習指導の補助業務に従事したときに支給する。

２　農業実習指導補助手当の額は、業務に従事した日１日につき、300円以内とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第47条の改正規定並びに次項及び附則第３項の規定は公布の日から、その他の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第47条の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（災害応急作業等手当の内払）

３　改正後の条例第47条の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例第47条の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の条例第47条の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

（提案理由）

人事院規則の改正に準じ、災害応急作業等手当の額を改定する等のため、所要の改正をしようとするものである。